

講義名	対1)民法A			授業形態	
担当教員	八木 雅史	開講期・曜日・時限	前期 月曜日 2時限		
		単位数	2	履修開始年次	2年生

主題と概要

私達は様々な権利や義務に囲まれて生活している。いや、より正確には、様々な権利や義務に関わりながら生活している。食べ物や衣服などの生活必需品を始め、娯楽品やぜいたく品、現金や宝石などの大切な財産を他人から守られている権利(物権)もあれば、自分の運命を託すほどに信頼した他人の約束を期待通りに守らせることができる権利(債権)もある。また、私たちに生活の場面にどこに様々な義務(家族に対する扶養義務など)が法律によって負わされることになるし、自ら作りあげた人間関係に基づいて新たな義務(契約当事者間の義務)が発生することになる。この社会において生活するというには、これらの権利や義務に関わりながら生きていくということを経験する。したがって、どのような権利が、そして義務が自分のものになるかということが、どのような生き方を示すのか、どのような人生を送るかを決定することにもなる。それゆえ近代社会では、自分の権利や義務を追究することができるのは本人自身であるとする「私的自治の原則」が謳われているのである。では、そもそも生活に不可欠なこれらの権利や義務と、私たちはどのような関係に立つのか？私達が自分の意思に基づいて、生活し人生を送ろうとするのであれば、実際にどのような権利や義務が世の中にあるのか、またどうすればこれらの権利義務を作り出し、あるいは消滅させることができるのかを学ばねばならない。本授業の到達目標でもある。

到達目標

- (1)日常生活やビジネス上の様々な人間関係において、法的にどのような種類の利益が権利として保護され、どのような種類の負担が義務となり強制されるかを学ぶことにより、いろいろな人間関係における適切な利益衡量が行えるようになる。
- (2)権利や義務の法的な性質を学ぶことで、他人との間で生じる様々な種類の紛争解決のためにどのような具体的な行動をとるべきか判断できるようになる。
- (3)法体系の基本的な仕組みや裁判制度を学ぶことにより、社会人としてふさわしい行動が身につくようになる。
- (4)法的三段論法の手法が身につくことで、民法 その他の制定法や契約書の読み方が理解できるようになる。

提出課題

講義だけでは不足する知識の補充とその応用力を養成するために複数回のレポート課題を期間中に課することになる(RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示)。単なる耳学問とならないためにもがんばって自分の頭で考えることを通じて「生きた法」を学び、人生の財産となるような授業にしてほしい。

課題(レポートや小テスト等)に対するフィードバックの方法

各回のレポ、ト提出期限後に、教員およびRYUKA Portalの講義連絡欄での配布資料としてレポート課題についての解答例を配布することになっているので、各自それを受け取ったうえで、自分が提出したレポートと比較することで、法的なレポートの書き方や講義内容の理解の向上につながるよう努力してください。

評価の基準

本授業では、期間中に2回ほどレポートの提出を課します(RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示)。内容は、それまでの授業で学んだ民法に関する知識を使って、身近に生じる紛争の法的に適切な解決を考えてもらう事例問題とするつもりです。提出されたレポートの総合評価(30点)と期末の筆記テストの点数(70点)の合計により成績をつけます。また出席も重視するので、欠席が多い場合は単位取得が認められないことに注意すること。
なお大学の授業運営方針がプランBに移行した場合には、対面2)クラスではオンデマンド授業での実施に変更するが、その場合でも成績評価については計画通りに期末試験(筆記)を実施する予定です。

履修にあたっての注意・助言他

後掲の授業計画の記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているの、毎回の受講の前には必ず目を通してください。また、毎回授業の終了後は、授業で使ったレジュメと自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしてください。
また本授業(財産法)は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Bの履修を履修することをぜひ期待する。
なお履修登録者数が多人数になった場合や学期中に大学の授業運営方針がプランBに移行した場合には、対面2)の履修者はオンデマンドでの授業を提供する予定であることを留意しておいてください。

授業開始前に次の事前準備のトレーニングを。
「自分のAが携帯電話を購入しようとしたら店員から親の同意を得てほしいと言われたので、親の印鑑を勝手に使って同意書を作ったが、契約は有効か。」
「Bが元彼のついでで友人Cに、100万円もって来たらいつでも俺の車のボルシェ(車)を売ってやるよ、と言ったところ本当にCが100万円持ってきたらどうなるのか。」

教科書

.民法入門(第2版).	生田敬康・畑中久彌・道山治延・袁翰清博・柳素子	法律文化社	2200	9784589041678
-------------	-------------------------	-------	------	---------------

参考図書

.リーガルベイス民法入門(第3版).	道垣内弘人	日本経済新聞社	4950	9784532134907
.コア・テキスト民法 民法総論(第2版).	平野裕之	新世社	2530	9784883842575
.コア・テキスト民法 物権法(第2版).	平野裕之	新世社	2310	9784883842582

その他

毎回授業開始時に、当日の授業内容についてのレジュメを配布し、レジュメに沿って授業を行う。

授業計画

- 1 民法典概論 (T.1p~4p)
(権利義務の森へようこそ)
- 2 財産法概論 (T.5p)
- 3 条文の役割とその構造 (T.9p)
- 4 「条文が教えてくれること」
- 5 意思能力と行為能力 (T.12p~16p)
(子ども扱いすることの意味)
- 6 心裡留保と通謀虚偽表示 (T.15p~30p)
- 7 「嘘つきは損をする」
- 8 錯誤と詐欺強迫 (T.30p~34p)
(不本意でも約束は約束?)
- 9 自由な所有権 (T.31p~59p)
(物権の王様は所有権)
(物権の王様は所有権)
(所有権の敵か味方?)
- 10 担保物権 (留置的効力) (T.75p, 78p)
(債権者にとっての「お守り」)
- 12 担保物権 (優先的効力) (T.75p~79p)
(「一番強いのはあなたです」)
- 13 「物権変動」の意思主義 (T.61p~69p)
(契約から「だいたいあなたのもの」)
- 14 対抗問題 (T.70p~72p)
(勝つか負けるか登記で決まる)
- 15 即時取得(善意取得) (T.72p~73p)
(信じる者は救われる)

授業形態(アクティブ・ラーニング)

A: PBL(課題解決型学習)	I: 反転授業(知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態)
U: ディスカッション、ディベート	E: グループワーク
O: プレゼンテーション	K: 実習、フィールドワーク
K: その他(A~L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合)	

準備学習(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間

本シラバスの授業計画記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているの、毎回の受講の前には十分に時間をかけて必ず目を通してください。(予習として2時間)
また、毎回授業の終了後は、授業で使ったレジュメや教科書と自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしてください。自分で理解ができたと思うまで、十分に時間をかけて自己学習をすること。(復習として2時間)

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

- ・法学部経営学科の卒業認定・学位授与の方針(各コース共通)
- ・各学部の前向きな態度を評価するための基礎知識を身につけ、るためには、業界ごとに関わる法体系を理解する必要があり、また「企業 マネジメントに関する問題探索、課題提案ができる」ためには、法律に基づく紛争解決の仕組みを学ぶ必要があり、本授業の到達目標が貢献する。
- ・経済学部経済学科の卒業認定・学位授与の方針(各コース共通)
- ・経済学部の就職活動を幅広い視点から考察し、課題を提案することができる。ためには、日常生活やビジネス上の様々な人間関係に関わる法体系と当事者の権利義務を学び、紛争の法的解決の仕組みを知っておく必要があるの、本授業の到達目標が貢献する。
- ・経済学部経済情報学科の卒業認定・学位授与の方針(各コース共通)
- ・経済学部の就職活動を幅広い視点から考察し、課題を提案することができる。ためには、社会や経済の仕組みを作りまた様々な規制を作り出している法体系と経済活動に関わる当事者の権利義務を学び、また紛争の法的解決の仕組みを知っておく必要があるの、本授業の到達目標が貢献する。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

本授業についての授業運営方法等の急を要する変更がある場合には、RYUKA Portalの講義連絡を通じて案内を出すので、日ごろから注意をしておいてください。